Iwate Prefectural University News Release

平成 28 年 7 月 1 日

報道機関各位

岩手県立大学ソフトウェア情報学部と岩手県立盛岡商業高校との高大連携事業に関する協定の締結について

岩手県立大学ソフトウェア情報学部では、ソフトウェア情報学に関する専門教育の担い手として、**県内の高校との高大連携事業に積極的に取り組んでいます**。その一環として、情報ビジネス科を擁し、充実した専門教育体制を備える岩手県立盛岡商業高校と本学部は「プログラミング」（高校の授業科目）への継続的な支援などの事業を行ってきました。

これまでの経緯をふまえ、この度、高大連携事業を通じた生徒・学生の進路意識や学習意欲の高揚を図るとともに、双方の教育研究の活性化を目的として、**岩手県立大学ソフトウェア情報学部と岩手県立盛岡商業高校との高大連携事業に関する協定を締結し、調印式を開催する**ことになりましたので、ご案内いたします。同協定の締結は**岩手県内の高校を対象としたものとしては初めてのことです**。当日、本学部が授業支援した「プログラミング」授業における成果発表会も開催されます。

ぜひとも当日のご取材・報道等についてよろしくお願いします。

記

高大連携事業に関する協定調印式

- 日時：平成 28 年 7 月 7 日(木) 13:30～14:00
  同日 11:30 より「プログラミング」授業内で**生徒によるアプリ開発の成果発表会**も開催されます。是非とも併せてご取材のほどよろしくお願いします。
- 場所：岩手県立盛岡商業高校

経　緯

平成 27 年 7 月より両校担当教員間で高校授業の高度化を目的とした授業支援の検討を行い、本学部学生による授業での学習支援を発案。翌年 4 月から準備を進め、5 月開始の授業支援を経て、本協定締結に至る。

本連携事業の特徴的な点

- 継続性：通常、模擬講義や説明会、1 日体験など短期間の「点」での事業が多い中、本事業では高校の授業科目の一つである「プログラミング」内で 2 時間授業 6 回を対象として**「線」での継続的な支援**を実施することで、より質の高い学習効果が期待できる点。
- 学生中心型の学習支援：通常，大学教員による支援が主であるが、**同高校の卒業生を中心とした本学部・研究科在学生が高校の授業にティーチング・アシスタントとして参加する**形態をとっている点。高校生は先輩の大学生から学び、大学生は後輩の高校生に教えることを通じて学ぶという高校生–大学生の循環的絆形成を意図している点。
- 研究活動：学習支援に携わっている学生の一部は，“プログラミング教育”や“プログラミング開発手法”に関する卒業研究・修士研究に取り組んでおり，今回の学習支援が研究の参考となる点。

＜本件の問い合わせ先＞　岩手県立大学ソフトウェア情報学部 准教授 後藤裕介
電話 019-694-2698　Email: y-goto@iwate-pu.ac.jp

岩手県立大学 Iwate Prefectural University
〒020-0693 岩手県滝沢市巣子 152-52　www.iwate-pu.ac.jp/
企画広報グループ（広報）　TEL 019-695-2005

〈別紙資料〉

本高大連携事業における特徴的な取組例

- 学生中心型の学習支援：
  岩手県立盛岡商業高校の 2 年生「プログラミング」の授業において、同高校の卒業生を中心とした本学部（大学院）**在学生が、高校教員と相談しながらテーマを決定し、教材を開発、授業支援の形でティーチング・アシスタントとして参加しています**。
  - 内容：Excel VBA による資格学習アプリケーションの開発
    授業後半では**高校生はグループを組んで、追加する機能を考え、設計を行い実装する**という非常に高度な内容に挑戦しています。
  - 参加学生（4 名）：大久保 建男（修士 2 年，OB），鎌田 裕嗣（学部 4 年，OB），柴田 勇希（学部 4 年），関村 涼（学部 4 年，OB）
  - 日程：平成 28 年 5 月 19 日(木)・26 日(木)，6 月 2 日(木)・9 日(木)・30 日(木)，7 月 7 日(木)の 6 日間（50 分授業を各クラスに対して 2 コマ/日）

写真：授業支援の様子

表：授業内容

回数	内容
第 1 回	Excel と VBA の復習
第 2 回	基本機能の実装、データ入力
第 3 回	
第 4 回	追加機能の企画、設計、実装
第 5 回	
第 6 回	発表準備、発表会、表彰・講評

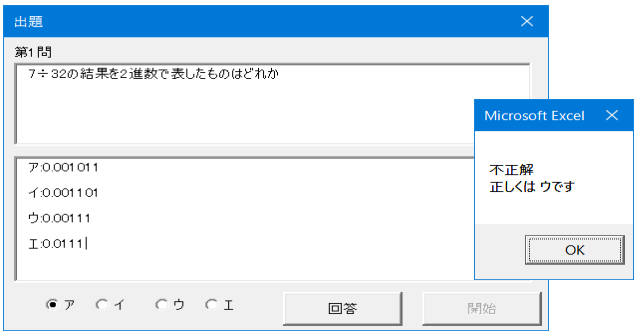

図：開発アプリの画面例

本協定の骨子

岩手県立大学ソフトウェア情報学部（甲）と岩手県立大学盛岡商業高校（乙）は協議の上、次の高大連携事業を実施する。(1) 教育・研究に関する甲及び乙双方の情報交換及び交流、(2) 甲の教員や学生による乙への出張講義や遠隔講義及び授業支援、(3) 乙の生徒の甲での講義等の聴講、(4) 乙の教員による甲の学生の教育実習等への協力、(5) その他、甲及び乙で協議の上同意した事項。

（以上）